

公益財団法人 秋田県スポーツ協会

令和7年度
東北総合スポーツ大会及び国民スポーツ大会
参加申込担当者用説明資料

(令和7年5月作成)

～ 目 次 ～

P 2	要旨
P 4	東北総スポ 開催市町村・競技日程・競技会場一覧
P 5	滋賀国スポ 開催市町村・日程一覧
P 7	参加申込締切一覧
P 8	監督資格の取扱いについて
P10	国スポにおける監督に対する公認スポーツ指導者の義務付け
P12	参加申込に係る留意事項について
P16	参加申込システムログイン方法について
P17	プログラム掲載用所属の記載方法について
P18	「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準
P21	「所属都道府県」選択における事例
P31	能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置
P34	東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置
P37	トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置
P39	予選会免除対象大会一覧
P41	《資料》ふるさと選手制度及び各種特例措置
【 東北総スポ関係資料 】	
P50	総則
P54	傷害見舞金給付基準
P55	傷害見舞金給付申請書
P56	個人情報及び肖像権取扱要領
【 国スポ関係資料 】	
P60	総則
P71	個人情報の保護に関する留意事項
P73	宿泊要項
P78	宿泊事務実施要領
【 参加申込関係様式 】	
P88	各様式留意事項等
【 その他 】	
P97	加盟団体提出書類、分担金、交付金等について

《県スポ協HP掲載》

- 参加申込システム【第 1.60 版】申込者マニュアル
- 国スポ参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明
- 第 79 回国民スポーツ大会各競技実施要項の変更・修正について
- 参加選手・監督の交代(変更)届 ・ 棄権届
- R7国民スポーツ大会参加者傷害補償制度パンフレット

東北総合スポーツ大会 及び 国民スポーツ大会への参加に係る手続等について

【要旨】

1. 参加申込システムについて

- マニュアルに従い、システムにログイン出来る環境であることを早めに確認してください。
- システム利用のためのメールアドレス・パスワードは無くさないように管理してください。
- 認証コードの受信可不可を早めに確認し、受信のためのメールアドレスの変更の必要があれば至急本会へご連絡ください。

2. 監督資格について

- 都道府県予選会から本大会終了まで公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』であること
 - ※有効期限が2026年3月31日以降であること
 - ※2025年10月1日付更新登録手続きを2025年9月30日までにを行った者は参加可能
 - ※今年度新規登録者は参加不可
 - ※冬季競技は2025年10月1日現在に資格が有効でない者は参加不可
- 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い
 - ・都道府県予選や東北総スポ含め、選手のみでは参加できない
 - ・選手が監督を兼任する競技・種目・種別においても、当該チームは参加できない

3. 各種様式一覧（県スポ協HPより必ず最新のをダウンロードしてください）

【様式1】参加資格確認書（監督・成年選手用）	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式2】参加資格確認書（少年選手用）	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式3】ふるさと選手制度使用確認・申請書	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式4～7】選手団名簿（派遣費用及び報道用）	データで提出。
概要調査 ※国スポのみ	データで提出。
健康診断問診票 ※国スポのみ	本人直筆。（8月以降記入のこと）
参加選手・監督交代（変更）届・棄権届	

4. 参加申込システム入力の際の注意点

- システム入力操作については『【第1.60版】申込者マニュアル』を参照。
- 申込担当者の変更があった際には至急県スポ協へご連絡ください。

5. 参加選手・監督交代（変更）・棄権届について

当該人物の参加資格を十分確認した上で県スポ協に事前に報告・確認し、実施要項に従い各競技が定める提出先に競技団体から提出してください。

なお、交代して参加する当該人物の参加資格を確認するために重要な資料である『参加資格確認書』は必ず事前に県スポ協へ提出してください。

《 選手監督交代（変更）・棄権届の提出 》

①メールでの提出

TO : 第52回東北総合スポーツ大会実行委員会事務局
miyagitousupo52@pref.miyagi.lg.jp
CC : 秋田県スポーツ協会
atkk62@yahoo.co.jp
件名 : 交代（変更）届 または 棄権届 ○○競技 秋田県
本文 : 送付文及び送付者の連絡先
添付 : PDF化した交代届または棄権届、診断書等の書類

②競技別実施要項に定められた団体への提出

（会場地実行委員会、競技別実行委員会、主管競技団体のうちいずれか）

▶ ①と②両方の手続きをもって完了

6. 「宿泊申込み」手続きについて

- 各大会ともに開催県及び宿泊斡旋業者の指示に従い申込HPより手続きを進めてください。
- 関連書類は申込HPよりダウンロードしてください。
- 宿泊申込システムID・PASSがある大会については、後日県スポ協よりお知らせします。
注）申込手順が別に定められている競技については、県スポ協では管理できませんので申込漏れ等に十分注意してください。
- 大会直前での大幅なキャンセル等がないよう、十分に確認・計画したうえで宿泊申込み作業を進めてください。

7. 派遣費申請の手続きについて

県スポーツ振興課対応となります。 TEL : 018-860-1242

※大会終了後の補助対象に関わる確認漏れが毎年見られます。予定が例年と同様であっても早めに確認するなど事前準備に努めてください。

8. その他

- 選手・監督の交代届（東北総スポ・国スポ）は5月下旬に県スポ協HPに掲載します。
- 担当者が変わる場合は十分引継ぎをし、過年度資料も可能な範囲で継続して保管してください。
- 不明な点がある場合は遠慮せず県スポ協へ連絡してください。

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会
開催市町村・競技日程・競技会場一覧（案）

令和7年4月22日現在

主会期：令和7年8月22日（金）～24日（日）	競技順
-------------------------	-----

競技種 No	競技種目名		開催 市町村	競技日程				国体 地区 予選	参加 見込 人数	競技会場
				21日 木	22日 金	23日 土	24日 日			
1	水泳	水球	柴田町			8/2◎	8/3○	☆	144	ヒルズ県南総合プール
		アーティスティック	利府町				7/20◎		18	セントラルスポーツ宮城G21プール
2	ローイング		登米市		7/11△	7/12○	7/13○	☆	252	アイエス総合ボートランド
3	カヌー	スラ・ワイ	西目屋村			6/21○		☆	42	青森県目屋溪谷岩木川カヌー競技場
		スプリント	加美町		7/11△	7/12○		☆	108	鳴瀬川カヌーレーシング競技場
4	ボウリング		仙台市		7/11△	7/12○	7/13○	☆	96	ボウルグルーバーズ（ベガロポリス仙台南内）
5	ゴルフ		利府町	6/17△（火）		6/18○（水）		☆	24	利府ゴルフ倶楽部
6	陸上競技		利府町			◎	○		612	キューアンドエースタジアムみやぎ
7	サッカー		松島町	8/7△	8/8○	8/9○	8/10○	☆	294	松島フットボールセンター
										松島総合運動公園
			利府町							キューアンドエースタジアムみやぎ
										みやぎ生協めぐみ野サッカー場
8	テニス		仙台市			8/2◎	8/3○	☆	36	仙台市泉総合運動場泉庭球場
										仙台市屋内グラウンド（シェルコムせんだい）
9	ホッケー		栗原市	△	○	○	○	☆	456	栗原市築館多目的競技場
										栗原市一迫多目的広場
10	ボクシング		仙台市		◎	○	○	☆	90	仙台市新田東総合運動場（元気フィールド仙台）宮城野体育館・障がい者アリーナ
11	バレーボール	6人制	利府町		△	○	○	☆	312	セキスイハイムスーパーアリーナ
		ビーチバレー	東松島市		△7/11	7/12○	7/13○	☆	36	東松島市野蒜海岸ビーチコート
12	体操	体操競技	利府町			7/12◎	7/13○	☆	144	セキスイハイムスーパーアリーナ
		新体操			7/11◎	7/12○		☆	72	
		トランポリン					7/13◎	☆	18	
13	バスケットボール		白石市			○	○	☆	306	白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）
14	レスリング		仙台市			8/30◎	8/31○		126	東北学院大学泉キャンパス体育館
15	ウエイトリフティング		名取市			◎	○	☆	120	宮城県農業高等学校
16	ハンドボール		仙台市	△	○	○	○	☆	312	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台宮城野体育館・メインアリーナ
										本山製作所青葉アリーナ
17	自転車	ロード	大和町				○		138	大和町吉田周辺コース
		トラック			◎	○				宮城県自転車競技場
18	ソフトテニス		仙台市		△	○	○	☆	144	仙台市泉総合運動場泉庭球場
										仙台市屋内グラウンド（シェルコムせんだい）
19	卓球		気仙沼市		8/29◎	8/30○	8/31○	☆	120	気仙沼市総合体育館（ケー・ウェーブ）
20	軟式野球		南三陸町			◎	○	☆	96	平成の森野球場（しおかぜ球場）
			女川町							女川町総合運動場野球場
21	相撲		栗原市			8/30◎	8/31○		60	栗原市相撲場
22	馬術		仙台市			7/12◎	7/13○	☆	126	仙台市海岸公園馬術場
23	フェンシング		気仙沼市		△	○	○	☆	84	気仙沼市総合体育館（ケー・ウェーブ）
24	柔道		女川町			◎	○	☆	108	女川町総合運動場総合体育館
25	ソフトボール		仙台市		△	○	○	☆	330	仙台市海岸公園野球場
26	バドミントン		仙台市	8/28△	8/29○			☆	96	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台宮城野体育館
27	弓道		仙台市			◎	○	☆	96	宮城県第二総合運動場（弓道場）
28	ライフル射撃		石巻市		8/15△	8/16○	8/17○	☆	84	宮城県ライフル射撃場
29	剣道		大崎市			◎		☆	120	大崎市古川総合体育館
30	ラグビーフットボール		石巻市		◎	○	○	☆	276	セイホクパーク石巻
31	スポーツライミング	ボルダー	仙台市		7/11△	7/12○		☆	72	仙台市新田東総合運動場元気フィールド仙台
		リード			7/11△		7/13○			宮城県第二総合運動場
32	アーチェリー		登米市			◎	○	☆	84	東和総合運動公園
33	空手道		名取市			◎	○	☆	96	名取市民体育館
34	銃剣道		多賀城市				◎	☆	42	多賀城市総合体育館
35	クレール射撃		村田町				◎		36	宮城県クレール射撃場
36	なぎなた		仙台市			8/30◎	8/31○	☆	42	宮城県第二総合運動場（武道館）
37	アイスホッケー	少年男子	大和町			12/6◎	12/7○	☆	204	ベルサンピアみやぎ泉
		成年男子				12/13◎	12/14○			

凡例 △印：競技別開会式 ◎印：競技別開会式後競技実施 ○印：競技日 ☆印：国スポ地区予選を兼ねて実施

式典	会場地	式典会場	式典 日数	式典日程										
				9月			10月							
				28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
総合開会式	彦根市	平和堂H A T Oスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	1	●										
総合閉会式		平和堂H A T Oスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	1											●

【正式競技（本会期）】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
陸上競技		全種別	彦根市	平和堂H A T Oスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）	5						●	●	●	●	●	
サッカー		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3							●		●	●	
				京セラ株式会社滋賀東近江工場総合グラウンド	2							●	●			
				東近江市能登川グラウンド	2							●	●			
		少年男子	守山市	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	5						●	●	●	●	●	
		少年男子	甲賀市	甲賀市水ロススポーツの森陸上競技場	3						●	●	●			
		少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場	4						●	●	●	●		
テニス		全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	4		●	●	●	●						
ローイング		全種別	大津市	関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）	4							●	●	●	●	
ホッケー		成年男子	米原市	OSPホッケースタジアム（滋賀県立伊吹運動場）	5				●	●	●	●	●			
		成年女子		米原市伊吹第1グラウンド	4				●	●	●	●				
ボクシング		成年男子	東近江市	東近江市能登川アリーナ	5		●	●	●	●	●					
		少年男子														
バレーボール	6人制	成年男子	草津市	草津市立総合体育館	4	●	●	●	●							
		成年女子	草津市	Y M I Tアリーナ（くさつシティアリーナ）	4	●	●	●	●							
		少年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	4	●	●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民体育館	4	●	●	●	●							
バスケットボール		成年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4						●	●	●	●		
		成年女子	野洲市	野洲市総合体育館	4							●	●	●	●	
		少年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	5						●	●	●	●	●	
		少年女子	草津市	Y M I Tアリーナ（くさつシティアリーナ）	5						●	●	●	●	●	
レスリング		成年男子	栗東市	栗東市民体育館	4		●	●	●	●						
		少年男子			2		●	●								
セーリング		全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	4	●	●	●	●							
ウエイトリフティング		成年男子	高島市	滋賀県立安曇川高等学校体育館	5						●	●	●	●	●	
		少年男子														
ハンドボール		成年男子	彦根市	プロシードアリーナH I K O N E（彦根市スポーツ・文化交流センター）	5						●	●	●	●	●	
		成年女子	近江八幡市	あづちマリエート	5						●	●	●	●	●	
		少年男子		近江八幡市立運動公園体育館	4						●	●	●	●		
		少年女子		彦根市	彦根グリーンアリーナ（彦根総合高等学校体育館）	2					●	●				
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜城テニスガーデン（長浜市民庭球場）	4						●	●	●	●		
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館	5	●	●	●	●	●						
軟式野球		成年男子	近江八幡市	カローラ滋賀はちまんスタジアム（近江八幡市立運動公園野球場）	1							●				
			草津市	草津グリーンスタジアム	2							●	●			
			守山市	守山市民球場	2							●	●			
			甲賀市	甲賀市民スタジアム	3							●	●	●		
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	3							●		●	●	
			日野町	日野町大谷公園野球場	2							●	●			
相撲		成年男子	長浜市	県民共済ドーム長浜（滋賀県立長浜ドーム）	3		●	●	●							
		少年男子														
馬術		成年男子	兵庫県 三木市	三木ホースランドパーク	5		●	●	●	●	●					
		成年女子														
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	4		●	●	●	●						
柔道		成年男子	長浜市	湖北T H G ツインアリーナ（長浜伊香ツインアリーナ）	3								●	●	●	
		少年男子														
ソフトボール		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	3		●	●	●							
		成年女子	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド	3		●	●	●							
		成年女子		高島市今津総合運動公園第2グラウンド	2		●	●								
		少年男子	草津市	草津市立野村運動公園グラウンド	3		●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民球場	3		●	●	●							
				守山市民運動公園ソフトボール場	2		●	●								
バドミントン		全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4	●	●	●	●							
弓道	近的	全種別	彦根市	プロシードアリーナH I K O N E（彦根市スポーツ・文化交流センター）	4	●	●	●	●							
	遠的				3	●	●	●								

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
ライフル射撃	25m	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場	3							●	●	●		
	50m	成年男子 成年女子	大阪府 豊能郡 能勢町	能勢ライフル射撃場	4											
	10m	全種別										●	●	●	●	
	BR・BP	少年男子 少年女子														
剣道		全種別	湖南省	湖南省総合体育館	3		●	●	●							
ラグビーフット ボール	7人制	成年男子	野洲市	滋賀県希望が丘文化公園	2									●	●	
		女子			2							●	●			
	15人制	少年男子			4						●	●		●	●	
スポーツクライミ ング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園スポーツクライミング特設会場	3						●	●	●			
	ボルダー	全種別			3						●	●	●			
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	伊庭内湖特設カヌー競技場	4						●	●	●	●		
	スラローム	成年男子 成年女子	大津市	瀬田川特設カヌー競技場	2							●	●			
	ワイルドウォーター ター				2					●				●		
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター兼荘グラウンド	3								●	●	●	
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	3								●	●	●	
銃剣道		成年男子 少年男子	高島市	新旭体育館	3							●	●	●		
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホー ル	3		●	●	●							
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5		●	●	●	●	●					
ゴルフ		成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	3	●	●	●								
		少年男子	甲賀市	ベアズバウ ジャパン カントリークラブ	3	●	●	●								
		女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	3	●	●	●								
トライアスロン		成年男子 成年女子	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	1	●										

【正式競技（会期前1回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程													
						9月													
						6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火			
水泳	競泳	全種別	草津市	インフロンニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）	3								●	●	●				
	飛込	全種別			3								●	●	●				
	水球	少年男子 女子			4			●	●	●	●								
	アーティスティッ クスイミシング	少年女子			1	●													
	オープンウォー タースイミング	男子 女子	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	1					●									
バレーボール	ビーチバレーボー ル	少年男子 少年女子	長浜市	豊公園自由広場特設会場	4	●	●	●	●										
体操	競技	全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4							●	●	●	●				
	新体操	少年男子 少年女子			2	●	●												
	トランポリン	男子 女子			1				●										

【正式競技（会期前2回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程														
						9月														
						17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土				
自転車	トラック・レース	男子A 男子B 女子	京都府 向日市	京都向日町競輪場	4						●	●	●	●						
	ロード・レース	男子A 男子B 女子	東近江市	東近江市特設ロードレースコース	1					●										

【特別競技】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
高等学校野球	硬式	一	大津市	マイネットスタジアム皇子山（皇子山総合運動公園野球場）	3		●	●		●						
		一	甲賀市	甲賀市民スタジアム	3		●	●		●						
	軟式	一	高島市	高島市今津総合運動公園今津スタジアム	2		●	●								

【公開競技】

競技	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程														
綱引	近江八幡市	あづちマリエート	2	8	月	23	日	(土)	～	8	月	24	日	(日)				
ゲートボール	長浜市	県民共済ドーム長浜（滋賀県立長浜ドーム）	2	9	月	6	日	(土)	～	9	月	7	日	(日)				
武術太極拳	野洲市	野洲市総合体育館	2	8	月	30	日	(土)	～	8	月	31	日	(日)				
パワーリフティング	栗東市	栗東市民体育館	2	9	月	20	日	(土)	～	9	月	21	日	(日)				
グラウンド・ゴルフ	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	2	9	月	13	日	(土)	～	9	月	14	日	(日)				
バウンドテニス	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	2	9	月	20	日	(土)	～	9	月	21	日	(日)				
エアロビック	守山市	守山市民体育館	2	8	月	23	日	(土)	～	8	月	24	日	(日)				

第52回東北総合スポーツ大会
参加申込締切日

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
主会期開催競技	7月17日(木) 17時まで	7月24日(木) 17時まで

主会期外に開催する競技は、下記のとおり

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
ゴルフ	5月9日(金) 17時まで	5月16日(金) 17時まで
カヌー S L / W	5月16日(金) 17時まで	5月23日(金) 17時まで
新体操	6月5日(木) 17時まで	6月12日(木) 17時まで
ボウリング		
体操競技		
トラップ	6月6日(金) 17時まで	6月13日(金) 17時まで
馬術		
スポーツクライミング		
アーティスティックスイミング	6月13日(金) 17時まで	6月20日(金) 17時まで
ローイング	6月17日(火) 17時まで	6月24日(火) 17時まで
ビーチバレーボール		
カヌー SP	6月23日(月) 17時まで	6月30日(月) 17時まで
水球	6月26日(木) 17時まで	7月3日(木) 17時まで
テニス	7月2日(水) 17時まで	7月9日(水) 17時まで
サッカー	7月4日(金) 17時まで	7月11日(金) 17時まで
ライフル射撃	7月10日(木) 17時まで	7月17日(木) 17時まで
バドミントン	7月22日(火) 17時まで	7月29日(火) 17時まで
レスリング		
卓球	7月24日(木) 17時まで	7月31日(木) 17時まで
相撲		
なぎなた		

県スポ協締切日までに以下の書類を提出すること。
・【様式1】(R7 夏季)参加資格確認書 & 記入について(全監督・成年選手用)
・【様式2】(R7 夏季)参加資格確認書 & 記入について(少年選手用)
・【様式3】(R7 夏季)ふるさと選手制度使用確認・申請書 & 使用手続きについて
・【様式4. 5】(R7 夏季)選手団名簿(東北総スポ分)

※出場全競技必ず提出

第79回国民スポーツ大会
参加申込締切日

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
水泳、ローイング、体操、カヌー、 バレーボール(ビーチバレー)、レスリング、 セーリング、自転車、相撲、 ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	8月13日(水)	8月20日(水)
陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、 バスケットボール、バレーボール(6人制)、 ボクシング、ウエイトリフティング、ハンドボール、 卓球、ソフトテニス、軟式野球、フェンシング、 馬術、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、 ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、 スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、 銃剣道、なぎなた、高等学校野球	8月28日(木)	9月4日(木)

注：いずれも17時厳守

県スポ協締切日までに以下の書類を提出すること。
・【様式1】(R7 夏季)参加資格確認書 & 記入について(全監督・成年選手用)
・【様式2】(R7 夏季)参加資格確認書 & 記入について(少年選手用)
・【様式3】(R7 夏季)ふるさと選手制度使用確認・申請書 & 使用手続きについて
・【様式4. 5】(R7 夏季)選手団名簿(国スポ分)
・健康診断問診票(R7 国スポ版)
・概要調査

※様式1～3は東北総スポ申込時に提出した監督・選手分は再提出不要

※※冬季競技については別途通知します※※

監督への公認スポーツ指導者資格保有義務付けに伴う
第79回国民スポーツ大会本大会(滋賀県)・第80回国民スポーツ大会冬季大会(青森県)における取扱いについて

2025年4月10日
公益財団法人日本スポーツ協会

1. 公認スポーツ指導者資格を保有する者とは

大会参加時(都道府県予選会に申込を完了した時点を起点とする)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者を指す。

※2025(令和7)年4月1日(冬季大会は2025(令和7)年10月1日)時点で公認スポーツ指導者資格が『有効』であり、かつ有効期限が2026(令和8)年3月31日以降であること。

※2025(令和7)年4月1日時点で指導者資格の有効期限が2025(令和7)年9月30日の者であっても、2025(令和7)年10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。ただし、2025(令和7)年9月30日までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

2. 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 都道府県予選会、ブロック大会を含め、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

3. 参加可否一覧

【第79回本大会(滋賀県)】

資格 状況	2025年4月1日現在		大会参加時		参加 可否
	資格有効期限	資格 状況	資格有効期限	資格 状況	
有効	2026年3月31日以降	有効	2026年3月31日以降	有効	○
	2025年9月30日		2029年9月30日		
保留/ 無効	-	保留	2025年9月30日	有効	×※2
			2029年9月30日		

※1 2025年10月1日付更新登録手続きを同年9月30日までに行った者は参加可能

※2 2025年10月1日付登録手続きで認定された場合でも同年4月1日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【第80回国民スポーツ大会冬季大会(青森県)】

資格 状況	2025年10月1日現在		大会参加時		参加 可否
	資格有効期限	資格 状況	資格有効期限	資格 状況	
有効	2026年3月31日以降	有効	2026年3月31日以降	有効	○
保留/ 無効	-	保留/ 無効	-	無効	×※1

※1 2026年4月1日付登録手続き予定の場合でも2025年10月1日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【参考】参加資格違反事例

＜事例① 本大会終了時まで資格が有効ではかったことによる違反>

ブロック大会に監督として参加し、ブロック大会敗退。大会終了後、資格有効期限が本年 9 月 30 日だが、ブロック大会時点では、資格が有効であるため、更新手続きを行わなかったことが判明。

【処分内容】

次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分

＜事例② 大会開催年の 4 月 1 日以前から資格が有効ではなかったことによる違反(1)>

本大会に交代監督として参加したが、大会終了後、当該監督は本年 4 月 1 日以前から資格を保有していない(保留状態であった)ことが判明。

【処分内容】

次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分

＜事例③ 大会開催年の 4 月 1 日以前から資格が有効ではなかったことによる違反(2)>

本大会に交代監督として参加。都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体が、監督の資格保有状況を確認したところ、資格有効期限が本年 10 月 1 日以降であったため、問題ないと判断し、交代を認めた。

大会終了後、当該監督は本年 10 月 1 日付登録手続きで認定されたため、本年 4 月 1 日以前から資格を保有していないことが判明。

【処分内容】

次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分

公認スポーツ指導者競技別資格養成状況及び国スポ監督対象資格 一覧

令和7年4月1日
公益財団法人日本スポーツ協会

[第80回大会冬季大会] (青森県開催) ※予定

No	競 技 名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	スキー	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	資格名称は「スキー・スノーボードコーチ」
2	スケート	— ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	—	
3	アイスホッケー	● ◎	— —	— ◎	— ◎	— —	— —	

上段・・新規養成の有無 ●：新規養成が行われている資格 —：新規養成が行われていない資格

下段・・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎：実施要項に定められた資格 —：国スポ監督対象資格ではない資格

[第79回本大会] (滋賀県開催)

No	競 技 名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	陸上競技	● (JAAF公認ジュニアコーチ) ◎	— ◎	● (JAAF公認コーチ) ◎	— ◎	— —	— —	
2	水泳	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	コーチ3、4は種目別に養成 (競泳、水球、飛込、AS、OWS)
3	サッカー	● (JFA Cライセンス) —	— —	● (JFA Bライセンス) ◎	● (JFA Aライセンス) ◎	— —	— —	左記の他に、JFA Proライセンスも含まれる
4	テニス	● —	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎ (JPTA認定)	● ◎ (JPTA認定)	
5	ローイング	● ◎	— ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
6	ホッケー	● —	● —	● ◎	● ◎	— —	— —	
7	ボクシング	— ◎	— —	● ◎	— ◎	— —	— —	
8	バレーボール	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
9	体操	● —	● —	● ◎	● ◎	— —	— —	コーチ1,2は「体操」 コーチ3は「体操競技」「新体操」「トランポリン」、
10	バスケットボール	● (JBA公認C級コーチ) ◎	— ◎	● (JBA公認B級コーチ) ◎	● (JBA公認S級コーチ) (JBA公認A級コーチ) ◎	— —	— —	JBA公認C級コーチ以上の資格を有する者
11	レスリング	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— —	— —	
12	セーリング	— —	● —	● ◎	● ◎	— —	— —	
13	ウェイトリフティング	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— —	— —	
14	ハンドボール	● —	● —	● ◎	● ◎	— —	— —	
15	自転車競技	● ◎	— ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
16	ソフトテニス	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
17	卓球	● —	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	公認審判員以上の審判員資格を有する者
18	軟式野球	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— —	— —	
19	相撲	● ◎	— ◎	— —	— —	— —	— —	
20	馬術	● ◎	— —	● ◎	— —	— —	— —	
21	フェンシング	● ◎	— —	● ◎	● ◎	— —	— —	
22	柔道	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— —	— —	かつ全日本柔道連盟公認柔道指導者資格制度に 基づく、AまたはB指導員資格を有する者。
23	ソフトボール	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
24	バドミントン	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	
25	弓道	● ◎	● ◎	● ◎	— —	— —	— —	

26	ライフル射撃	—	—	●	—	—	—	
		—	—	◎	◎	—	—	
27	剣道	●	●	—	—	—	—	
		◎	◎	—	—	—	—	
28	ラグビーフットボール	●	—	● (JRFU強化コーチ)	—	—	—	
		—	—	◎	◎	—	—	
29	スポーツクライミング	●	●	●	●	—	—	
		◎	◎	◎	◎	—	—	
30	カヌー	●	●	●	●	—	—	
		◎	◎	◎	◎	—	—	
31	アーチェリー	●	●	●	●	—	—	
		◎	◎	◎	◎	—	—	
32	空手道	●	●	●	●	—	—	全日本空手道連盟公認地区組手審判員以上
		—	—	◎	◎	—	—	
33	銃剣道	●	●	—	—	—	—	
		◎	◎	—	—	—	—	
34	なぎなた	●	●	●	●	—	—	
		◎	◎	◎	◎	—	—	
35	ボウリング	●	—	●	●	—	—	JB コーチ制度に基づく、レベル1コーチ、ブロンズコーチ、シルバーコーチいずれかの資格を有することが望ましい。
		◎	◎	◎	◎	—	—	
36	ゴルフ	●	—	—	—	—	—	
		◎	—	—	—	◎	◎	
37	トライアスロン	●	—	●	—	—	—	
		◎	—	◎	—	—	—	

上段・・・新規養成の有無 ●：新規養成が行われている資格 —：新規養成が行われていない資格

下段・・・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎：実施要項に定められた資格 —：国スポ監督対象資格ではない資格

各資格の養成状況については日本スポーツ協会HPを参照

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

(日本スポーツ協会HP)

※新規の養成講習会については、必ずしも毎年開催されるとは限りませんので、講習会開催予定を別途ご確認ください。

各大会における実施要項については大会HPを参照

<https://shiga-sports2025.jp/>

(わたSHIGA輝く国スポ2025 大会HP)

第 79 回国民スポーツ大会参加申込に係る留意事項について【重要】

公益財団法人日本スポーツ協会
国スポ推進部 国スポ課

- 監督における日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の入力
公認スポーツ指導者資格義務付けに関する参加資格違反が何例か発生しています。監督の指導者資格保有状況について十分ご確認いただき、参加申込作業を進めていただきますようお願いいたします。
- 本システムの主な特徴
 - ・ 本システムでは、個人情報保護の観点より、インターネットセキュリティ機能を高めるために「認証コード」機能を採用しております。本システムにログインするためには、「認証コード」機能をお使いください。
なお、「認証コード」を送付するメールアドレスには、個人情報保護の観点から、フリーメールアドレス(Yahoo!メール、Gmail 等)は推奨いたしません。プロバイダ契約を行っているメールアドレスをご登録ください。
 - ・ 申込システムにおける全競技共通の入力項目のうち、「プログラム用所属」欄については、競技別プログラム等に掲載されることを前提に、当該選手・監督の所属団体等をご入力ください。
 - ・ 本システムでは、参加申込情報の送信手順として、「①都道府県競技団体(「確定」)⇒都道府県スポーツ協会」、「②都道府県スポーツ協会(「承認」)⇒開催地都道府県(会場地市町村実行委員会)、中央競技団体」の 2 段階を経ることとなります。この際、①の段階で「確定」ボタン、②の段階で「承認」ボタンをクリックするためには、1 競技単位で全種別・種目等のページにおいて「申込書チェック」を行ってください。
※1 競技単位すべてのページで「申込書チェック」が行われない限り、「確定」及び「承認」ボタンはクリックできません。※別添問合せ事例 Q14、Q15 参照
 - ・ 従来の申込システム下での参加申込手続きにおいて、紙媒体で行っていた異字体報告は、今年度から参加申込システムに様式(PDF)を添付するよう手続きを変更しております。詳細は、本留意事項 P.4 をご参照ください。
- 都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体との連携体制の確立について
 - ・ 開催地都道府県実行委員会等から都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対する疑義事項の照会に係る対応については、都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体が連携・協力の上、遺漏のないよう万全の体制を整えてください。
 - ・ 本資料をはじめとする参加申込関係資料の内容については、必ず貴会加盟競技団体に対しご周知ください。
- 選手及び監督の参加資格の確認について
 - ・ 第 79 回国民スポーツ大会に係る選手・監督の参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明(当協会 HP に公開済み)」に基づき、すでに

貴会傘下の都道府県競技団体に周知いただいていることと思いますが、参加資格の理解をより徹底する観点から、「参加資格確認書」等を各自で作成・活用し、各選手及び監督個人への確認作業を行ってください。

● 参加申込の受理について

- 参加申込情報は開催地都道府県実行委員会、会場地市町村実行委員会、中央競技団体の三者による点検・確認を経た上で、受理いたします。三者の参加申込の受理を含めて、各競技締切日までに申込手続きを完了していただくこととなります。点検・確認には、時間を要することもありますので、参加申込手続きは余裕をもって行ってください。

[参加申込期限]

第一次参加申込締切日(12 競技)： 令和 7 年 8 月 20 日(水)

第二次参加申込締切日(27 競技)： 令和 7 年 9 月 4 日(木)

※ いずれの締切日も 17:00 をもって参加申込を締め切ります。

- 一旦、参加を申込まれた情報については、原則として、その後の変更、入替、追加等は受けませんので、参加申込情報は、事前に入力内容をよく点検・確認してください。

※但し、当協会、開催地都道府県実行委員会、中央競技団体からの疑義事項照会があった場合は、照会内容をご確認の上、必要に応じて参加申込情報を訂正・修正してください。

● 各競技における参加申込システムの操作について

- 都道府県競技団体が当該競技の申込手続きを行うためには、最終的に確定ボタンをクリックする必要があります。確定ボタンがクリックされない限り、所属都道府県スポーツ協会において承認ボタンがクリックできません。

なお、確定ボタンをクリックするためには、当該競技の種別・種目等の全ページにおいて、参加者情報を入力し、不備がないことを確認した上で申込書チェックボタンをクリックし入力を終える必要があります。参加しない種別・種目、あるいは「添付書類」等の使用しないページにおいては、この申込書を使用しないボタンをクリックしてください。

- 都道府県スポーツ協会が当該競技の申込手続きを承認し、受理者側(開催地都道府県、中央競技団体)に対して、参加申込情報を送信するには、最終的に承認ボタンをクリックする必要があります。(承認ボタンがクリックされない限り、受理者側では受理又は差戻ボタンがクリックできません)

なお、承認ボタンをクリックするためには、当該競技の種別・種目等の全ページにおいて、参加申込情報を確認し、申込書チェックボタンをクリックする必要があります。(参加申込情報を修正するためには、修正依頼ボタンをクリックして、当該都道府県競技団体に連絡してください)

- 都道府県競技団体の操作する機能については、すべて都道府県スポーツ協会が代理で行うことができます。必要に応じて、都道府県スポーツ協会が当該機能をご利用ください。

- 貴会「代表者」名の欄及び「申込責任者」名の欄については、確定又は承認ボタンがクリックされた後に、自動的に入力されるため、改めての入力は不要です。

但し、事前に本システム内の「メンテナンス」ページ内「組織マスタ」において当該代表者名を、また、同様に「アカウントマスタ」において当該申込責任者名をそれぞれ設定しておく必要があ

ります。

連絡責任者において、入力する内容がない場合(勤務先がない、FAX がない、携帯電話がない等)については当該箇所に『0』を複数個入力してください。

- プログラム掲載用所属の記載方法について
 - ・ 申込書の「プログラム掲載用所属」欄に学校名を記載する場合の対応については、大会の記録業務及びメディアの報道に資する観点から、別添「プログラム掲載用所属の記載方法について」に従い作業を取り進めください。
- 本部役員の参加申込について
 - ・ 本部役員については、大会期間中の役員の入替が可能です。
 - ・ 本部役員として帯同するスポーツドクター及びアスレティックトレーナーについては、別添「本部役員申込書におけるスポーツドクター及びアスレティックトレーナーの入力方法について」に従い作業を取り進めてください。
- ふるさと登録・申請について
 - ・ ふるさと登録・申請は、当該大会(ブロック大会を含む)において、ふるさと選手制度を活用して参加した者のみ取りまとめの上、システムへ入力してください。
※ ふるさと登録・申請は、参加資格確認のため、大会ごとに入力が必要となります。また、都道府県スポーツ協会及び競技団体においても、ふるさと選手制度の適正な使用を確認する上で、各大会における使用状況を把握するためにシステムへの入力が必要となります。
※本システムへのふるさと登録・申請は、ブロック大会及び本大会のみになります。
一方で、都道府県予選会においてふるさと選手制度を使用した場合も、参加資格上、当該大会でふるさと選手制度を使用したことになります。
そのため、都道府県予選会におけるふるさと登録・申請は、各都道府県で管理いただきますようお願い申し上げます。
 - ・ ふるさと登録・申請に係る本システムへの当該者情報の入力は、必ず、競技別の参加申込情報を入力する前に行ってください。
競技別の参加者情報を入力する際に、「所属区分」において「ふるさと」を選択するためには、事前にふるさと登録・申請の入力を終えた方以外は選択できません。
 - ・ 例年、大会参加申込時において、生年月日のズレや漢字の入力間違い等により、ふるさと登録の回数が正しく表示されていないという報告が多数あります。入力の際、過去大会の出場回数が正しく反映されているか事前に必ずご確認ください。表示内容が異なっている場合には、当協会までご連絡ください。
 - ・ ふるさと申込書についても、申請・承認の手続きを行うもしくは使用しないを選択したうえで競技申込書の手続きを進めるようにしてください。
- 参加申込締切後の選手交代(変更)について
 - ・ 参加申込締切後の特別な事情による選手の交代(変更)及び棄権に係る手続きについては、所定の用紙により、関係機関・団体へ申請してください。但し、交代(変更)手続きを行った場合に

は大会終了後、当協会の案内に従い、参加者情報を修正してください。棄権の場合には修正は不要です。

- 各報告書について

- ・ 参加申込を WEB で行うことに伴い、参加申込ページには捺印ができません。このため、本システムを介して申し込む参加者情報については「公印省略」の扱いとし、別途ご提出いただく「第 79 回国民スポーツ大会参加申込手続き完了報告」への捺印をもって、完了報告書として取り扱います。
- ・ 「第 79 回国民スポーツ大会参加申込手続き完了報告」については、当該大会の全ての参加者情報(競技会への参加者、本部役員、視察員)を入力し、申請が受理されたのち、都道府県スポーツ協会から当協会へ報告(郵送)してください。
- ・ 「第 79 回国民スポーツ大会における参加選手の異字体報告」は、氏名に異字体を含む参加者がいる場合にのみ、参加申込システム上で申請してください。参加申込システムにおいて、当該者の情報を入力する際に、「異字体報告様式」チェック欄にチェックを入れていただくとともに、各競技の申込書にある「添付書類」の項目に様式を PDF にて添付してください。
- ・ 異字体報告は、プログラムへの掲載、表彰状筆耕等の際に必要となります。この報告がない場合、参加申込ページに入力された内容により、プログラム掲載、表彰状筆耕等に反映されます。

- その他

- ・ 本システム内では、過去大会の情報(ふるさと情報含む)等も閲覧できるため、個人情報保護の観点から、別添の「個人情報の保護に関する留意事項」を必ずご熟読の上、適切にご利用ください。
- ・ 本システムに関するお問合せについては、当協会加盟団体(都道府県スポーツ協会、中央競技団体)、並びに、開催地都道府県実行委員会のみから受け付けます。都道府県スポーツ協会及び中央競技団体傘下の各都道府県競技団体からのお問い合わせについては、都道府県スポーツ協会あるいは中央競技団体において取りまとめの上、当協会へお問合せください。

ログイン情報の変更

従来



国民スポーツ大会
参加申込システム

ユーザーID

パスワード

ログイン

改修後



国民スポーツ大会
参加申込システム

メールアドレス

パスワード

ログイン

パスワードが不明な場合、
上位団体にお問い合わせ下さい。

【従来】

「ユーザーID」と「パスワード」を用いてログイン

【改修後】

「E-mailアドレス」と「パスワード」を用いてログイン

※E-mailアドレスがIDとなることから同一のE-mailアドレスを複数のアカウントで用いることはできません。

プログラム掲載用所属の記載方法について

公益財団法人日本スポーツ協会
国スポ推進部 国スポ課

申込書の入力事項の各参加者(選手及び監督)「プログラム掲載用所属」欄について、大会の記録業務及びメディアの報道に資する観点から、下記記載方法に従い作業を取りすすめてください。

【記載方法】

➤ 「プログラム掲載用所属」欄に学校名を記載する場合の対応について

- ※ 身分が学校教職員または学生・生徒の場合でも、「プログラム掲載用所属欄」に学校名を記載せず、所属チーム名等を記載する場合は、以下の対応は不要です。
- ※ 陸上競技においては、参加資格確認上、陸上競技連盟登録所属名のとおりに入力してください。

(1) 教員の場合

【入力例】「JSPO 高等学校(教)」

※ ここで言う「教員」には、臨時教員や助手及び講師等を含みます。

(2) 職員の場合

【入力例】「JSPO 高等学校(職)」

※ ここで言う「職員」とは、学校に勤務する者のうち、上記(1)の教員には該当しない者を指します。

(3) 学生・生徒の場合

【入力例】「JSPO 高等学校」

※ 学生・生徒の場合は、学校名以外に追記する必要は特にありません。

※画面イメージ

The screenshot shows a registration form with the following sections:

- 登録** (Registration) header with buttons for **変更を保存** (Save Changes) and **キャンセル** (Cancel).
- 専任監督** (Dedicated Supervisor) section with a **基本情報 必須** (Basic Information Required) tab.
- 氏名** (Name) fields: 氏 (Surname: 山田), 名 (First Name: 太郎), 異字体 (Alternative Character Set: ☐ 有), 氏カナ (Surname Kana: ヤマダ), 名カナ (First Name Kana: タロウ), 名寄せ (Name Joining: ☐ 有).
- 生年月日** (Date of Birth): 2000年01月01日.
- 性別** (Gender): ☒ 男性 ☐ 女性.
- 年齢** (Age): 19歳 ※2019年04月01日時点.
- 名寄せ** (Name Joining): 新規追加の場合は名寄せボタンを押下し、名寄せを実行してください. (A **名寄せ** button is visible on the right).
- 所属** (Affiliation) section with a **必須** (Required) tab.
- 所属区分** (Affiliation Category): A dropdown menu.
- プログラム掲載所属** (Program Posting Affiliation): A dropdown menu with the example **例) 日本スポーツ協会** (Example) 日本スポーツ協会. This field is highlighted with a red box.
- 所属所在地** (Affiliation Location) section with fields for 都道府県 (Prefecture: 北海道), 市区町村 (City/Town/Village: 例) 大阪市), 学校名 (School Name: 学校名を入力してください), and 卒業区分 (Graduation Category: dropdown).

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
- ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
- ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数

- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。

- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
- ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
- ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}

- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）、帯同スタッフ等としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分できるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月 1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月 1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定
令和5年8月24日	一部改定
令和6年6月4日	一部改定

第 79 回国民スポーツ大会本大会（2025 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2024 年 8 月 20 日版）

● 第 79 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

（1）参加資格

ウ 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023 年開催の特別大会または第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

（イ）少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年
A 選手	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
B 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2025.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
C 選手	栃木県 (居住地) 〔大学 3 年〕	栃木県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2025.3 月卒業	— (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第 79 回本大会[2025 年]：

参加状況		卒業年度
特別	第 78 回	
参加	参加	2024 年度（2025.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2023 年度（2024.3 月）以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B 選手の事例：

B 選手は、第 78 回大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、第 78 回大会に参加し、大学卒業後の第 79 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 80 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
D 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後離婚	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
E 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	—	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「結婚」適用	佐賀県 (居住地)
F 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第 79 回大会[2025 年]：

参加状況		手続き完了期間
特別	第 78 回	
参加	参加	2024 年 5 月 1 日以降、2025 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	2023 年 5 月 1 日以降、2025 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、第 78 回大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 78 回大会に参加し、結婚後の第 79 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 80 回大会においては、当該特例が適用され、第 79 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	特別大会 〔中学 3 年生〕	第 78 回大会 〔高校 1 年生〕	第 79 回大会 〔高校 2 年生〕	第 80 回大会 〔高校 3 年生〕	第 81 回大会
G 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2027.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2027.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
I-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2027.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用

	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕	第 80 回大会	第 81 回大会
H-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2026.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2026.3 月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
特別	第 78 回	
参加 不参加	参加	第 78 回大会終了後、第 79 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	特別大会終了後、第 79 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G 選手の事例：

G 選手は、特別大会に参加し、第 78 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。

※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。

④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年	第 82 回大会 2028 年
J 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)
K 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
L 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2 回目①)	鹿児島県 ふるさと (2 回目②)
N 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	—	—	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)
		(1 回目①)				

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の事例：

L 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の事例：

ふるさと選手制度第 5 条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 80 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※O 選手、P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 1 回につき 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、1 年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1 回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第 78 回大会 〔中学 3 年生〕	第 79 回大会 〔高校 1 年生〕	第 80 回大会 〔高校 2 年生〕	第 81 回大会 〔高校 3 年生〕
Q 選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
R 選手	鹿児島県 (居住地) 2025.3 月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S 選手	鹿児島県 (学校所在地) 2025.3 月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T 選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ Q 選手、R 選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ S 選手の事例：

S 選手は、第 78 回大会で学校所在地から参加し、第 79 回大会は不参加であったが、第 80 回大会は「新卒業者」を適用し、特別大会とは異なる都道府県から参加した。第 81 回大会時(高校 3 年生時)に JOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第 80 回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ T 選手の事例：

T 選手は、第 79 回大会(高校 1 年生時)及び第 80 回大会(高校 2 年生時)は不参加であることから、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため、第 81 回大会(高校 3 年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第 78 回大会 〔中学 3 年生〕	第 79 回大会 〔高校 1 年生〕	第 80 回大会 〔高校 2 年生〕	第 81 回大会 〔高校 3 年生〕
U 選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2024.3 月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U 選手の事例：

U 選手は、第 78 回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第 80 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、T 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。

令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の 4 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和 6 年 1 月 1 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の 4 月 30 日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和 6 年 1 月 1 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。
- 1) ブロック大会
- ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
- 2) 本大会
- 全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、令和6年5月7日に制定、施行し、第78回大会本大会から適用する。

東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (18) 本特例は、令和 5 年 12 月 8 日に改定し、施行する。

トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項）

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC オリンピック強化指定選手
 - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 4. 当該住居に主要な家財道具が存すること
- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民スポーツ大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和5年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和6年1月1日に改定し、同日より施行する。

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)における予選会免除対象大会

令和7年4月25日現在

◆ 2025FISUワールドユニバーシティゲームズ(ドイツ/ライン・ルール)

【免除対象競技】 12競技

陸上競技、水泳、テニス、ローイング、ボクシング、バレーボール、体操、卓球、フェンシング、柔道、バドミントン、アーチェリー

◆ 日・韓・中ジュニア交流競技会

【免除対象競技】 8競技

陸上競技、サッカー、テニス、バレーボール、バスケットボール、ウエイトリフティング、卓球、バドミントン

競技名		対象大会	
		No.	大会名
1	陸上競技	1	2025アジア陸上競技選手権・20km競歩
		2	第19回世界室内陸上競技選手権大会
		3	ダンマーム2025 アジアU18陸上競技選手権大会
		4	広州2025世界リレー
		5	グミ2025アジア陸上競技選手権大会
		6	木浦2025 アジア投てき選手権大会
		7	サンディエゴ2025 世界ロードランニング選手権大会
		8	カンフランク2025 世界マウンテン・トレイルランニング選手権大会
		※1	タシケント2025 アジアユースゲームズ
2	水泳	10	世界選手権(2025/シンガポール) 競泳
		11	世界ジュニア選手権 競泳
		12	世界選手権(2025/シンガポール) 飛込
		13	世界選手権(2025/シンガポール) AS
		14	世界ユースAS選手権(2025/未発表)
		15	世界選手権(2025/シンガポール) OWS
3	テニス	16	ワールドジュニア男子 アジア/オセアニア最終予選
		17	ワールドジュニア女子 アジア/オセアニア最終予選
		18	デビスカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
		19	ビリージーンキングカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
		20	全仏オープン
		21	ウィンブルドン選手権
4	ローイング	22	ワールドカップ/イタリア
		23	ワールドカップ/スイス
		24	U23世界選手権
		25	U19世界選手権
		26	世界選手権
5	ボクシング	27	2025 World Boxnig Championship 2025WB世界選手権大会
6	バレーボール	28	バレーボールネーションズリーグ2025(男子大会)
		29	男子バレーボール世界選手権2025
		30	バレーボールアジアチャンピオンズリーグ 男子ジャパン2025
		31	U19男子バレーボール世界選手権2025
		32	U21男子バレーボール世界選手権2025
		33	U16アジア男子バレーボール選手権2025
		34	バレーボールネーションズリーグ2025(女子大会)
		35	女子バレーボール世界選手権2025
		36	バレーボールアジアチャンピオンズリーグ女子 フィリピン2025
		37	U19女子バレーボール世界選手権2025
		38	U21女子バレーボール世界選手権2025
		39	U16アジア女子バレーボール選手権2025
		40	2025ビーチバレーボールU21アジア選手権大会
		41	2025ビーチバレーボールU21世界選手権大会
7	体操	42	第53回世界体操競技選手権大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
8	バスケットボール	43	FIBA3x3ネーションズリーグ2025(U23) (FIBA3x3U23ワールドカップ2025予選)
		44	FIBA3x3ネーションズリーグ2025(U21) (FIBA3x3U23ワールドカップ2025予選)
		45	FIBA3x3ウィメンズシリーズ2025
		46	FIBA3x3U23ワールドカップ2025
9	セーリング	47	The Trofeo S.A.R Princesa Sofia Regatta
		48	ILCA6 Women's and ILCA7 Men's World Championships
		49	2025 470 World Championship
		50	iQFOiL World Championships
10	ウエイトリフティング	51	2025世界ジュニア選手権大会
11	自転車	52	アジア自転車競技選手権大会(ロード)
		53	アジア自転車競技選手権大会(トラック)
		54	UCI世界選手権大会(トラック・ジュニア)
		55	UCI世界選手権大会(トラック)
		56	ツール・ド・ラビティビ
12	卓球	57	世界選手権大会(個人戦)
		58	世界ユース卓球選手権大会
		59	アジアユース卓球選手権大会
13	フェンシング	60	世界選手権
		61	アジア選手権
14	柔道	62	世界カデ柔道選手権大会
		※1 63	世界ジュニア柔道選手権大会
15	ソフトボール	64	第18回WBSC男子ワールドカップ・ファイナル
		65	第12回ワールドゲームズ ソフトボール男子種目
		66	第12回ワールドゲームズ ソフトボール女子種目
		67	第14回アジアカップ女子ソフトボール
		68	第2回アジアカップ男子U23ソフトボール
		69	第2回WBSC女子U15ソフトボールワールドカップ
16	バドミントン	70	世界選手権大会
		71	アジア選手権大会
		72	世界ジュニア選手権大会
		73	アジアジュニア選手権
17	ライフル射撃	74	ISSFジュニアワールドカップズール大会
		75	ISSFワールドカップミュンヘン大会
		76	第16回アジア選手権大会(シムケント)
18	スポーツクライミング	77	IFSCスポーツクライミングワールドカップシリーズ
		78	IFSCスポーツクライミング・ユース選手権
		※1 79	IFSC-ACCクライミングアジア選手権
		※1 80	IFSC-ACCクライミングアジアユース選手権
		81	IFSC-ACCクライミング世界選手権ソウル
19	カヌー	82	カヌースプリントワールドカップ第1戦～第2戦
		83	カヌースラロームワールドカップ第1戦～第2戦
		84	カヌースラロームジュニア・U23世界選手権大会
		85	カヌースプリントジュニア・U23世界選手権大会
		86	カヌースプリント アジア選手権大会
20	アーチェリー	87	2025年世界ユース選手権
		88	第2回ワールドカップ
		89	第3回ワールドカップ
		90	第4回ワールドカップ
		91	第2回アジアカップ
21	空手道	92	第21回アジアシニア選手権大会
22	ボウリング	93	24th Asian Junior Tenpin Bowling Championships
		94	22nd Asian Youth Tenpin Bowling Championships

※1 当該大会の会期が未定であることから、会期が国スポ本大会と重複しないことが確認でき次第、予選会免除対象大会として正式決定する。

別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔国民スポーツ大会開催基準要項第 8 項第 1 号および第 10 項第 4 号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の 4 月 30 日（冬季大会は前年の 4 月 30 日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者について

は、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から当該大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学して

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

いる実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会に参加した者が、第 80 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

東北総スポ関係資料

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会 兼第52回東北総合スポーツ大会実施要項 総 則

1 開催趣旨

東北地区のスポーツを振興し、地域住民の体力増進を図るとともに、各県の親善と交流を深め、もって健康で文化的な生活の確立に寄与する。

2 主催等

- (1) 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 東 北 各 県 東北各県スポーツ協会
東北各県教育委員会 東北高等学校体育連盟 東北中学校体育連盟
東北地区競技団体
仙台市 石巻市 気仙沼市 白石市 名取市
多賀城市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市
村田町 柴田町 松島町 利府町 大和町
加美町 女川町 南三陸町
<青森県> 西目屋村
- (2) 主管 宮 城 県 公益財団法人宮城県スポーツ協会 宮城県教育委員会
宮城県高等学校体育連盟 宮城県中学校体育連盟 開催市町村村
開催市町村教育委員会 開催市町村体育(スポーツ)協会 開催県競技団体
開催市町村競技団体

- (3) 後援 スポーツ庁

3 実施競技種目

下表の国民スポーツ大会正式競技(37競技)を実施する。

No			競技・種目名			No			競技・種目名			No			競技・種目名		
1	水 泳	水球	11	バレーボール	6 人制	19	卓 球		31	スポーツクライミング							
		ビーチバレーボール			20	軟式野球		32	アーチェリー								
2	ローイング		12	体操	体操競技	21	相 撲		33	空手道							
3	カヌー	スラローム・ワイルドウォーター			新体操	22	馬 術		34	銃剣道							
		スプリント			トランポリン	23	フェンシング		35	クレー射撃							
4	ボウリング		13	バスケットボール		24	柔 道		36	なぎなた							
5	ゴルフ		14	レスリング		25	ソフトボール		37	アイスホッケー							
6	陸上競技		15	ウエイトリフティング		26	バドミントン										
7	サッカー		16	ハンドボール		27	弓 道										
8	テニス		17	自転車	トラック	28	ライフル射撃										
9	ホッケー				ロード	29	剣 道										
10	ボクシング		18	ソフトテニス		30	ラグビーフットボール										

4 会期・会場地

(1) 主 会 期 令和7年8月22日（金）から24日（日）までの3日間

(2) 主会期外 次の競技種目の開催期日は下表のとおりである。 ※No.は競技番号順

No.	競 技 種 目		開 催 期 日
1	水 泳	水 球	8月 2日（土）～ 8月 3日（日）
		アーティスティックスイミング	7月20日（日）
2	ローイング		7月11日（金）～ 7月13日（日）
3	カヌー	スラロームワイルドウォーター	6月21日（土）
		スプリント	7月11日（金）～ 7月12日（土）
4	ボウリング		7月11日（金）～ 7月13日（日）
5	ゴルフ		6月17日（火）～ 6月18日（水）
7	サッカー		8月 7日（木）～ 8月10日（日）
8	テニス		8月 2日（土）～ 8月 3日（日）
11	バレーボール	ビーチバレー	7月11日（金）～ 7月13日（日）
12	体 操	体操競技	7月12日（土）～ 7月13日（日）
		新体操	7月11日（金）～ 7月12日（土）
		トランポリン	7月13日（日）
14	レスリング		8月30日（土）～ 8月31日（日）
19	卓 球		8月29日（金）～ 8月31日（日）
21	相 撲		8月30日（土）～ 8月31日（日）
22	馬 術		7月12日（土）～ 7月13日（日）
26	バドミントン		8月28日（木）～ 8月29日（金）
28	ライフル射撃		8月15日（金）～ 8月17日（日）
31	スポーツクライミング		7月11日（金）～ 7月13日（日）
36	なぎなた		8月30日（土）～ 8月31日（日）
37	アイスホッケー	少年男子	12月 6日（土）～12月 7日（日）
		成年男子	12月13日（土）～12月14日（日）

(3) 会場地

仙 台 市	石 巻 市	気仙沼市	白 石 市	名 取 市
多賀城市	登 米 市	栗 原 市	東松島市	大 崎 市
村 田 町	柴 田 町	松 島 町	利 府 町	大 和 町
加 美 町	女 川 町	南三陸町		
<青 森 県>	西目屋村			

5 競技方法

競技別実施要項による。

6 参加資格

第79回国民スポーツ大会実施要項総則の5に示された参加資格とする。

7 表 彰

- (1) 各競技の競技別総合順位決定方法は、競技別実施要項による。
- (2) 各競技の男女総合成績第1位に大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各競技の男女総合成績第1位から第3位までにそれぞれ表彰状を授与する。
- (4) 各競技の種別及び種目の第1位から第3位までに賞状を授与する。
- (5) 表彰式については、各競技において行うものとする。

8 参加申込方法

- (1) 各県の体育・スポーツ協会会長及び競技団体会長は、連署の上、各県において選抜された者並びにチームを、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会（以下「宮城県実行委員会」という）会長宛にて申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた申込締切日までに「国民スポーツ大会参加申込システム（別に定める添付書類を含む。以下同じ）」により行うものとする。
- (3) 参加申込締切日

①主会期に開催する競技は、**令和7年7月24日（木）午後5時まで**とする。

②主会期以外に開催する競技は、下記の期日の午後5時までとする。 ※No.は競技番号

No.	競 技 種 目		開 催 期 日	申込締切日
1	水 泳	水 球	8月 2日（土）～ 8月 3日（日）	7月 3日（木）
		アーティスティックスイミング	7月19日（土）～ 7月20日（日）	6月20日（金）
2	ローイング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月24日（金）
3	カヌー	スラロームワイルドウォーター	6月21日（土）	5月23日（金）
		スプリント	7月11日（金）～ 7月12日（土）	6月30日（月）
4	ボウリング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
5	ゴルフ		6月17日（火）～ 6月18日（水）	5月16日（金）
7	サッカー		8月 7日（木）～ 8月10日（日）	7月11日（金）
8	テニス		8月 2日（土）～ 8月 3日（日）	7月 9日（水）
11	バレーボール	ビーチバレー	7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月24日（火）
12	体 操	体操競技	7月12日（土）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
		新体操	7月11日（金）～ 7月12日（土）	6月12日（木）
		トランポリン	7月13日（日）	6月13日（金）
14	レスリング		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
19	卓 球		8月29日（金）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
21	相 撲		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
22	馬 術		7月12日（土）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
26	バドミントン		8月28日（木）～ 8月29日（金）	7月29日（火）
28	ライフル射撃		8月15日（金）～ 8月17日（日）	7月17日（木）
31	スポーツクライミング		7月11日（金）～ 7月13日（日）	6月13日（金）
36	なぎなた		8月30日（土）～ 8月31日（日）	7月31日（木）
37	アイスホッケー	少年男子	12月 6日（土）～12月 7日（日）	11月14日（金）
		成年男子	12月13日（土）～12月14日（日）	11月14日（金）

- (4) 各県体育（スポーツ）協会は「国民スポーツ大会参加申込システム」による参加申込手続きと併せて、宮城県実行委員会が定める下記様式の書類を作成の上、期限までに提出するものとする。なお、アイスホッケーに関しては、別の書類により処理するため、この提出書類に含めない。

①提出書類 ア) 完了報告書 イ) 派遣人員総括一覧表
 ウ) 参加料確認書 エ) 添付書類（必要がある場合）

②提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで

③提出先 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局

TEL：022-211-3178

e-mail miyagitousupo52@pref.miyagi.lg.jp（※メールにより提出すること）

- (5) 参加申込締切後の選手交代（変更）は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、別添の「参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項」により対応するものとする。

9 参加料

- (1) 本大会に参加する各県選手団の参加料は、選手・監督・本部役員一人1,000円とする。
なお、参加申込後の参加料の返金は原則としてしない。
- (2) 参加料は、宮城県実行委員会が別に示す方法により、各県体育・スポーツ協会が納入するものとする。

10 宿泊・昼食弁当申込方法

各県の体育・スポーツ協会及び競技団体は、宮城県実行委員会が別に定める方法により、前記8の申込締切日と同日までに申し込むものとする。

11 宿泊料金等

- (1) 宿泊料金

本部役員・監督・選手（1泊2食付）	<u>S 17,000円</u> （消費税、入湯税含む）
	<u>A 14,000円</u> （ " ）
	<u>B 10,000円</u> （ " ）

- (2) 昼食弁当代

本部役員・監督・選手	<u>A 1,200円</u> （消費税含む、飲料代含む）
	<u>B 1,000円</u> （消費税含む、飲料代含む）

12 各県本部役員

各県本部役員を編成する場合は、団長・副団長・総監督・総務で15名以内とし、他に役員として、顧問5名を加えることができる。

13 参加上の注意

- (1) 各県選手団は、競技に際し、必ず県名標識をつけなければならない。
- (2) 参加選手の健康診断は、各県の責任において全選手に実施するものとする。
- (3) 大会参加選手に傷害事故が発生した場合は、別に定める給付基準により見舞金を給付する。

14 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関しては、別に定める要領により対応するものとする。

東北総合スポーツ大会傷害見舞金給付基準

(目 的)

第1条 この基準は、東北総合スポーツ大会における参加者の負傷・疾病または死亡（以下「傷害」という）に際して、必要な見舞金の給付を行い、大会の円滑な運営に資するため定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 前条の給付の種類は、医療見舞金・疾病見舞金及び死亡見舞金（以下「傷害見舞金」という）とする。

(給付の基準)

第3条 第2条に掲げる傷害見舞金は、その傷害が東北総合スポーツ大会の管理下において発生し、医療費用額が3,000円以上のものを対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ支給するものとする。

(1) 傷害見舞金については、健康保険法による療養に要する費用の額につき本人負担にかかる額とし、最高額150,000円の範囲で給付する。

(2) 死亡見舞金については、300,000円とする。

2 東北総合スポーツ大会の管理下とは、次に掲げる場合とする。東北総合スポーツ大会の開催期間（前日の練習日を含む）において、練習、競技中及び準備等にかかる場合をいう。

(給付の申請)

第4条 傷害見舞金給付にかかる申請は、別に定める様式により、医師の診断書を添えて、当該者の属する県体育・スポーツ協会会長が事故発生1か月以内に、開催県大会会長あて提出するものとする。

(審査及び事務処理)

第5条 傷害見舞金給付の審査及び事務処理は、開催県実行委員会事務局があたるものとする。

2 傷害見舞金給付の対象期間は、事故の日からその日を含めて原則60日以内とする。

(見舞金の給付)

第6条 第3条の基準による見舞金の給付は、当該傷害見舞金給付申請書の内容を審査し、その見舞金額を決定のうえ支給するものとする。

2 前項の基準により支給額を決定したときは、当該県体育・スポーツ協会会長を通じて、当該者に支給するものとする。

3 前項の当該者とは、負傷者が成人の場合は本人または遺族、未成年の場合はその保護者またはこれに準ずる親権者とする。

(財 産)

第7条 見舞金給付にかかる財源は、開催県実行委員会が50万円を拠出しこれに当て、順次累積するものとする。

ただし、累積金額の規模により開催県実行委員会は50万円を拠出しないこととすることができる。

(報 告)

第8条 傷害見舞金の給付実績及び決算報告は、「東北総合スポーツ大会報告書」をもってこれにあてる。

(そ の 他)

第9条 本基準外の重要と認める事項については、東北六県体育関係者会議において決定する。

附 則

この基準は、昭和49年第1回総合体育大会から適用する。

昭和50年 9月13日一部改正

昭和53年 8月28日一部改正

平成 3年 6月 4日一部改正

平成 9年 5月19日一部改正

平成26年 5月15日一部改正

平成30年 5月10日一部改正

令和6年 4月25日一部改正（大会名称の変更）

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会

傷 害 見 舞 金 給 付 申 請 書

第52回東北総合スポーツ大会

宮城県実行委員会長 殿

県スポーツ協会会長 (印)

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、医師の診断書及び領収書を添えて見舞金を請求します。

傷害事故者	ふりがな 氏 名		男・女 歳	職 業 学校名	
	住 所		競 技 名		
請求金額					
発生日時	令和7年 月 日 () 時 分				
発生場所					
事故の状況					
令和 年 月 日 上記は事実と相違ないことを証明します。 ____ 県 競技・種別 (の部) 監督 (コーチ) 氏名 _____ (印)					

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会 個人情報及び肖像権取扱要領

この要領は、令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会実施要項総則14の規定に基づき、第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、会場地実行委員会、会場地自治体、競技別実行委員及び競技団体（以下「東北総合スポーツ大会関係機関・団体」という。）が、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、東北総合スポーツ大会関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

(2) 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- ア 競技別プログラムへの掲載
- イ 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- ウ 競技会場内外の掲示板等への掲載
- エ 大会関連ホームページへの掲載

(3) 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記(2)で定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- ア 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- イ 東北総合スポーツ大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- ウ 東北総合スポーツ大会関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- エ 次回以降の大会プログラムへの掲載

【新記録や総合成績、優勝者及び上位入賞結果（記録）等】

2 肖像権に関する取り扱い

(1) 写真

東北総合スポーツ大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 写真（写真撮影企業等）

東北総合スポーツ大会関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

(3) 映像

東北総合スポーツ大会関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

3 対応

(1) 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記1及び2の取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技における取り扱いに伴い、別途、主管する開催県競技団体が本要領の他に個別に承諾を確認することがある。

(2) 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、東北総合スポーツ大会関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

滋賀国スポーツ関係資料

2 総 則

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストラションスポーツ（26 競技）

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカロム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3（初代・二代目）

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期および会場地

(1) 正式競技・特別競技（15 市、4 町：計 19 市町）

会 期	会 場 地
2025年9月28日（日） ～10月8日（水） 〔11日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025年9月6日（土） ～9月15日（月） 〔10日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場地で実施
2025年9月21日（日） ～9月25日（木） 〔5日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（7 市：計 7 市町）

会 期	会 場 地
2025年8月23日（土） ～9月21日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

(3) デモンストレーションスポーツ（13 市、1 町：計 14 市町）

会 期	会 場 地
2025年4月12日（土） ～9月14日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(イ) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(ロ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ハ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ハ)b について、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023 年開催の特別大会または第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] a および b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚または離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校

の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別および各種目などの第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2025 年 8 月 20 日 (水) 【12 競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2025 年 9 月 4 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6, 0 0 0 円

〔注〕 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025 年 9 月 5 日（金）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。
 - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県 100 名以内、宮崎県および長野県 60 名以内、群馬県および島根県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

- (3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ

通知する。

19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

(1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

(2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

(3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

20 その他

(1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。

個人情報保護に関する留意事項

国民スポーツ大会参加申込システム(以下「本システム」という)を利用するにあたっては、下記の内容をご熟読いただいた上で、個人情報保護に関して適切にご対応ください。

また、以下留意事項のほか、都道府県スポーツ協会、都道府県競技団体はじめ本件に関連して個人情報を扱う個人・組織が、本業務で得た個人情報を独自に使用する場合は、事前に本人の同意を得るなど個人情報保護関連法令に定める事項を遵守してください。

1. 個人情報の利用目的・範囲

本システムに登録された個人情報は、都道府県スポーツ協会、都道府県競技団体、開催地都道府県実行委員会、会場地市町村実行委員会、ブロック大会実行委員会、中央競技団体、日本スポーツ協会、並びに、ふるさと登録選手については当該の都道府県スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用します。また、競技別プログラム掲載事項に関する情報は、公表することがあります。

- ※ 本システムに登録された個人情報は、原則として、上記の利用目的・範囲以外で使用することはできません。
- ※ 個人情報を取得される際には、本人に対して、上記の利用目的・範囲をお示しの上、同意を得てください。
- ※ 本システムに登録された個人情報を上記の利用目的・範囲以外で利用する場合には、貴団体の責任において、別途、本人に対してその利用目的・範囲をお示しの上、同意を得てください。

2. 個人情報の適切な管理

- (1) 第三者に対して、本システムで入手した個人情報を事前に本人の同意を得ずに提供しないでください。ただし、貴団体における業務遂行上、委託業者等へ個人情報を渡す必要がある場合は、別途、当該業者との間で、適切な個人情報保護に関する契約を締結してください。また、当該業者に委託した業務が終了した後は、速やかに当該業務で使用した個人情報を適切に破棄するよう指示してください。
- (2) 個人情報を含む紙媒体や電子媒体(CD-R、フラッシュメモリ等)等の物理的な資料の保管にあたっては、施錠可能なキャビネット等により紛失・盗難に備え、適切に保管してください。個人情報がクラウド環境に格納されている場合についても、適切なクラウド提供者を選定するとともに、十分なセキュリティ措置を講じるようにしてください。

3. メールアドレス及びパスワードの適切な管理

- (1) 本システムを利用するにあたっては、当該メールアドレス及びパスワードが関係者以外の目に触れないよう適切に管理してください。
- (2) 本システムを利用するにあたっては、1 つのメールアドレス及びパスワードを用いて、複数人が同時に本システムにログインすることはできません。
- (3) 既に登録されているメールアドレスと同じものを新たに登録することはできません。

4. 取扱端末の適切な管理

- (1) 個人情報を蓄積している PC 等の端末(以下、「PC 等」という)については、紛失、盗難等に備え、適切な管理、取り扱いにご留意ください。
- (2) 個人情報を含んだ PC 等の取り扱いについて、使用者別に使用権限を限定する設定を行う等、PC 等上に含まれた個人情報の流出、紛失等に備え、適切にご対応ください。
また、個人情報を含んだ PC 等から離席する際には、当該 PC 等からサインアウトする等、第三者の使用を防止してください。
- (3) インターネットからの悪意のある攻撃(接続／アクセス)に対して、セキュリティソフトをインストールする等、必要な対策を講じてください。
- (4) WINNY 等の P2P ファイル交換ソフトがインストールされている PC 等での本システムへのアクセスは禁止いたします。すでにインストールされている場合には、アンインストールした後に、本システムへアクセスください。
- (5) 不特定多数の方が使用できる PC 等(インターネットカフェ等)やインターネット回線(フリー Wi-Fi 等)を使用したからの本システムへのアクセスは禁止いたします。
- (6) 参加選手団の個人情報を元に、別途資料等を作成する場合については、パスワードで読取を制限する等、細心の注意をお願いいたします。
- (7) 大会終了後、参加申込情報(参加者データ)については、業務上必要な情報以外、適切に削除・破棄していただき、情報が流出しないようご対応ください。

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500 円 ～18,000 円	2,000 円 ～14,400 円	1,750 円 ～12,600 円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000 円 ～14,400 円	1,750 円 ～12,600 円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の 80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000 円～14,400 円	2,250 円～16,200 円
4(2)に掲げる者		1,750 円～12,600 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・ 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・ 入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精

算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿

- 舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。
- 宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
- なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊事務実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込み手続き

(1) 宿泊申込代表者

わた SHIGA 輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)は、わた SHIGA 輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)に参加し、または派遣される者の宿泊申込みに関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舍の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県スポーツ協会会長
	本部役員	
視察員（後催県視察員を除く）		
競技会役員		滋賀県内の各競技団体の長
競技役員	県内	
	県外	全国を統括する各競技団体の長
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
大会役員		宿泊希望のあった各団体等の代表者
特別招待者		
その他大会関係者 （後催県視察員を含む）		

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、合同配宿本部が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、行動を共にする者がいない宿泊者については、その者を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舍との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わた SHIGA 輝く国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム(合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。)により申込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、合同配宿本部は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

わた SHIGA 輝く国スポ配宿センター

住 所:〒520-0037

滋賀県大津市御陵町 4-1 滋賀県立スポーツ会館 2階

電 話:077-510-1370

F A X:077-510-1378

システムのインターネットアドレス:shigakokuspo_stay@bsec.jp

オ 申込期限

(ア) 事前登録

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員(県内、県外)、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	令和7年6月16日(月)まで

(注)事前登録のない場合、宿泊本申込は認められない。

(イ) 宿泊本申込

区分	対象競技	申込期限
都道府県選手団(選手・監督)、競技会役員、競技役員(県内・県外)	水泳、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、ローイング、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	令和7年8月15日(金)まで
	上記以外の競技	令和7年9月1日(月)まで
都道府県選手団(本部役員)、視察員、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	水泳、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操	令和7年7月30日(水)まで
	自転車	令和7年8月5日(火)まで
	上記以外の競技	令和7年8月12日(火)まで

(注) 宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

カ 団体競技に参加する選手・監督の宿泊申込みについて

以下の対象団体競技において、対象競技の各種別の競技会開始日から競技会最終日の前日までの宿泊について、対戦相手との同宿や宿替えを含めた配宿をおこない、勝ち残り数のみの客室確保を行うことで、可能な限り競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない配宿を行う。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

(ア) 対象団体競技

水泳(水球)、サッカー、ホッケー、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール、高等学校野球(硬式・軟式)

(イ) 宿泊申込日程

競技の参加者については、競技種別の競技会開始日から競技会最終日の前日泊まで全て申し込むこととし、参加する競技種別の最終日は必要に応じて申し込むこと。また、宿泊の変更および取消しについては、「2(5)ア」によらず、宿泊申込後は、大会への参加取消し等の特別な事情が無い限り認めない。なお、宿泊が可能な日程は、参加する競技種別の競技会開始日の4日前からとする。

(ウ) 宿泊取消料について

宿泊取消料は、「2(5)オ」のとおりとするが、上記の対象団体競技においては、競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない場合は宿泊取消料を不要とする。ただし、以下については、各宿泊施設の宿泊取消

料規定を適用する。

・合同配宿本部が指定した宿舎に宿泊しない場合。

・各競技別実施要項「3 種別(種目)及び参加人員」に定める人数を超えて宿泊を申し込む場合、参加人数を超える人数分について宿泊取消料が発生する可能性がある。

・参加する競技種別の最終日について宿泊を申し込み、取り消した場合。

(4) 宿舎の決定

ア 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。

エ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更および取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等の特別な事情がない限り認めない。ただし、「2(3)カ」で対象とする団体競技の宿泊変更等は、「2(3)カ(イ)」に記載のとおりとする。

また、都道府県選手団等の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第68回国民体育大会における宿泊について」(平成25年9月11日付け第25回体協国体発第85号)の趣旨に基づき、合同配宿本部から日本スポーツ協会へ報告し、同協会国民スポーツ大会委員会において関係団体に対する処分等が協議される。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、合同配宿本部が宿舎決定通知書をシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果を記録する。

オ 宿泊取消料

(ア) 宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・ 荒天等による交通機関の不通で、指定宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が指定宿舎と協議して取消料を決定する。

・ 入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

(イ) 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、「2(5)オ(ア)」の定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

(ウ) 宿泊取消料は、宿泊責任者または本人が指定宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税および宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、宿泊要項の定めるところにより、指定宿舎の指定する方法により精算を行う。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時までにはその支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに合同配宿本部へ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。
- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

指定宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、合同配宿本部がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、わた SHIGA 輝く国スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

(様式1)

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊連絡票

提出日時 月 日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。
お手数ですが、日毎に宿泊責任者(宿泊者)様にご記入いただき、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1. 宿泊施設名

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督 ☐ 競技会役員 ☐ 都道府県本部役員 ☐ 競技役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他大会関係者 ☐ その他 ()	※報道員は、会社名を記入 	※選手・監督、競技会役員、 競技役員のみ記入 	※選手・監督のみ記入 ☐ 成年 ☐ 男子 ☐ 女子 ☐ 少年 ☐ 男子 ☐ 女子

※参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3. 前日 (月 日) の宿泊実績は下記になります。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4. 宿泊人数の確認

本日の宿泊計

名

5. 食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有	名	欠食	名	欠食申出日時		月		日		時
翌日の朝食	有	名	欠食	名	欠食申出日時		月		日		時

※食事人数の有、欠食の合計が「4.宿泊人数」となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申し出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設とご確認のうえご記入ください。

※欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに 4日前までに申し出た場合に限ります。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項)

6. その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項

令和7年 月 日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊精算確認書

1. 指定宿舎

宿泊施設名				
所在地				
電話番号	-	-	FAX番号	-

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
☐ 選手・監督 ☐ 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入
☐ 都道府県本部役員 ☐ 競技役員			☐ 成年 ☐ 男子 ☐ 女子
☐ 視察員 ☐ 報道員			☐ 少年 ☐ 男子 ☐ 女子
☐ その他大会関係者 ☐ その他 ()			

※ 参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3. 宿泊責任者氏名

様

4. 宿泊実績

					入湯税 (円)				
					円				
宿泊料金	1泊2食 (円)	1泊朝食 (円)	1泊夕食 (円)	素泊まり (円)	宿泊税 (円)				
宿泊区分別(税込)10%	円	円	円	円	円				
宿泊日 (月/日/曜日)	1泊2食 (人数)	1泊朝食 (人数)	1泊夕食 (人数)	素泊まり (人数)	小計				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
月 日 ()	人	人	人	人	人				
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人				
宿泊料金小計	円	円	円	円	円				
入湯税小計	円	円	円	円	円				
宿泊税小計	円	円	円	円	円				
宿泊料金合計	円	円	円	円	① 円				
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料小計
8日～4日前	%	円	件	円	件	円	件	円	円
3日～前日	%	円	件	円	件	円	件	円	円
宿泊予定当日	%	円	件	円	件	円	件	円	円
入宿後 宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください。								② 円
入宿前 宿泊取消料合計	※ 「配宿決定通知書」(変更通知)の取消料欄の「累計」額を記入してください。								③ 円

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日

宿 泊 責 任 者 署 名

宿泊施設担当者署名

注 1) 宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。
注 2) 宿泊実績記入欄が不足する場合は別票で記入してください。
注 3) 精算時までに宿泊施設様にご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

85

① 宿泊者用

参加申込関係様式

令和7年度 参加資格確認書 《〇〇選手用》

☆ ☆ 必ず本人自筆のうえ、申込責任者はこれをもとに申込システムへ入力すること ☆ ☆

競技名			種目・階級等		
氏名	丁寧		生年月日	西暦	年 月 日 生まれ
フリガナ			性別	男性 ☐	女性 ☐
勤務先又は所属先	省略せずに 正式名称で 丁寧に記載 してください		☐ 学生(年生) ☐ 教員 ☐ 学校職員		
監督 記入欄	区分	☐ 専任 or ☐ 兼任	日本スポーツ協会公認 指導者資格名		
	指導者資格 登録No.(7桁)		その他 競技別必要資格名、No.等		
	緊急時連絡先	携帯電話番号: - - メールアドレス:			

1. 所属区分について、該当する項目ア～ウに☑し、市町村名等を記入してください

選択肢	市町村名等	内容 (必ず一読のうえ確認ください)
☐ ア 居住地を示す現住所	市町村名記入	今年度の4月30日以前から競技会終了時まで、引き続き居住地が秋田県内にあり、生活していること。確認が必要な場合は住民票に記載の日付を確認してください。
☐ イ 勤務先	市町村名記入	今年度の4月30日以前から競技会終了時までの勤務先(実際に通勤し、その会社と雇用関係がある職場)の所在地が秋田県内であること。
☐ ウ ふるさと	卒業学校名記入	卒業した小学校、中学校又は高校の所在地が秋田県内にあり、そのいずれかを登録する。 ※登録は別途競技団体を通じ手続きを行う ※専修学校など(例:秋田公立美術大学附属高等学院)は不可

※参加資格の詳細は、日本スポーツ協会・国体参加資格、年齢基準等の解釈説明、「日常生活」ならびに「主たる勤務実態」の考え方を参照

2. 過去2年間ににおける国スポ・東北総スポ・県予選会の出場履歴について記入してください

年度	競技会	参加状況 (該当する箇所☑)	所属都道府県
令和6年度	国スポ	☐ 出場した or ☐ 不出場	都 道 府 県
	東北総スポ	☐ 出場した or ☐ 不出場	
	県予選会	☐ 出場した or ☐ 不出場	
令和5年度	国スポ	☐ 出場した or ☐ 不出場	都 道 府 県
	東北総スポ	☐ 出場した or ☐ 不出場	
	県予選会	☐ 出場した or ☐ 不出場	

参考 令和6年度は ―― 本大会:佐賀県 スキ-競技会:秋田県 スケート・アイス:岡山県・群馬県 東北総スポ:秋田県
令和5年度は ―― 本大会:鹿児島県 スキ-競技会:山形県 スケート・アイス:北海道 東北総スポ:岩手県

3. 特例措置等を使用する場合に記入してください ※参加申込責任者は必ず事前に県スポーツ協会へ確認

使用する特例措置・制度名	☐ 新卒業者(卒業校名:) ☐ 結婚・離婚 ☐ ふるさと ☐ 震災特例
参加申込責任者記入欄 (使用にあたり補足説明)	

参加資格確認書の記入について

～太線枠内に全て正確に記入してください～

○競技名、種目・階級等…… 正確に記入してください。監督は必要ありません。

例：レスリング → グレコローマスタイル 60kg 級（G60kg 級でも可）

○氏名、生年月日、性別…… 中央競技団体等で登録されている氏名を正確に記入してください。

例：タカハシの『高』『高』、サイトウの『斉』『斎』『齊』『齋』等

○学校名又は所属クラブ名… 《少年選手用》

勤務先又は所属先…………… 《監督・成年選手用》

種別に関わらず所属名は誤りが無いよう必ず正式名称で記入してください。

なお、プログラムと報道掲載時で標記が異なる場合があります。

～監督（選手兼監督含む）のみ～

○指導者資格名 …………… 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格名を記入してください。

○指導者資格登録番号 …… 7桁の数字を記入してください。

○その他 …………… 監督登録に必要な審判等の資格がある場合は必ず記入してください。

1. 所属区分について、該当する項目に☑し、市町村名を記入してください。

競技団体の指示に従い、該当する項目に☑し、市町村名等を記載してください。

基本的には、成年選手は“ア”、少年選手は“イ”に☑をし、市町村を記載してください。

2. 過去2年間における予選会・東北総スポ・国スポの出場履歴について記入してください

○参加状況…………… 県予選会（県民スポーツ大会等の競技団体が定める選考会）・東北総スポ・国スポに出場した場合には「出場した」に☑してください。

※過去2大会において予備登録選手であった場合も『出場した』になります。

○所属都道府県名…… 他の都道府県に在籍・居住していた場合は十分注意してください。

注意：通常、予選会・東北総スポ・国スポへの出場履歴については過去2大会で他の都道府県からの参加歴がある場合は、県を変えて出場することができません。特例措置等の制度を使用する場合のみ参加可能となります。

3. 特例措置等を使用する場合に記入してください

過去2年間のうち、直近大会で他の都道府県選手団として出場していた場合、以下の特例措置制度を使用しなければ、本県選手団として出場することができません。

成年選手…… 『新卒業者』、『結婚・離婚』、『ふるさと』、『震災特例』

少年選手…… 『新卒業者』、『結婚・離婚』、『一家転住』、『JOC アカデミー』、『震災特例』

☐ 誤情報の原因となりますので、参加申込担当者代筆は控えてください

☐ 国籍や特例措置等、不明な点があった際は県スポ協へ確認するなど、スムーズな手続きに努めてください

☐ 特に少年種別の「所属区分」は可能な限り統一してください

令和7年度 国スポ及び東北総スポふるさと選手制度使用確認・申請書

(国スポ・東北総スポに出場する場合、予選会からの提出が必要です)

*** 必ず本人直筆のものを提出すること ***

秋 田 県 ス ポ ー ツ 協 会 会 長 様

届出日： 令和 年 月 日

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により、私の「ふるさと」を【秋田県】として、
第79回国民スポーツ大会(予選会含む)において、下記内容のとおり使用申請致します。
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、留意事項を遵守致します。

氏 名		[生年月日] 西暦 年 月 日 生まれ
	旧姓 ()	
フリガナ		[性別] 男 女 ※いずれかに○印

1. 参加競技名 (種別及び種目名を含む) ※種別の欄はどちらかに○をしてください。

競技:	種別: 成年男子 成年女子	種目:
-----	-------------------------	-----

2. 現住所 (現在お住まいの住所です。県外在住の選手は実家の住所等を記入しないでください。)

〒 - -	自宅電話番号: - - -
	携帯電話番号: - - -

3. 現在の学校又は勤務先

学校名(学年)	(年)
勤務先	

4. 「ふるさと」に関する確認事項 ※ふるさと選手制度の使用は、原則1回につき2年以上連続することとし、登録出来る回数は2回までです。

(1) 卒業学校名(秋田県の小学校、中学校又は高等学校) ※専修学校卒業者は卒業中学校名を記入してください。

昭 ・ 平 ・ 令 年 月 卒業

※〇〇市立、〇〇県立から学校名を正確に記入してください。

(2) ふるさと選手制度を使用した国体(国スポ)・予選会の確認

過去にふるさと選手制度を使用した大会に☑してください。 ※東北総体(東北総スポ)に関しては競技によって開催県が違うこともあるので各自注意すること。

回 (年)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)	74回 (2019)	75回 (2020)	76回 (2021)	77回 (2022)	特別 (2023)	78回 (2024)	79回 (2025)	
国体(国スポ) 開催県	・ 夏 季	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島	三重	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀
	・ ス キー	岐阜	秋田	山形	群馬	岩手	長野	新潟	北海道	富山	秋田	秋田	岩手	山形	秋田
	・ スケート	愛知 岐阜	東京 福島	栃木	群馬	岩手	長野	山梨	北海道	青森	愛知 岐阜	栃木	青森	北海道	岡山 群馬
東北総体(東北総スポ)開催県	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城	福島	山形	山形	青森	岩手	秋田	宮城	
ふるさと選手制度を使用した年に✓	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

注: 参加申込責任者も使用履歴を必ずチェックしてください

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。*JOCエリートアカデミー生は特例有り。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

『 ふるさと選手制度 』 使用手続きについて

(公財) 秋田県スポーツ協会

ふるさと登録・申請に係る個人情報の取り扱いについて

標記の個人情報は、秋田県スポーツ協会を経て開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地
市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認をはじめとする大会運営業務のため
に使用します。

～ふるさと選手登録までの流れ～

① 使用申請する選手が「ふるさと選手制度使用確認・申請書」を各競技団体へ提出

1. 下記の手順により、様式をダウンロードしてください。

「秋田県スポーツ協会HP→資料・様式ダウンロード一覧→ふるさと選手制度使用確認・申請書」

2. 競技者本人が記載し、競技団体へ提出してください。

競技団体は取りまとめのうえ、補足等がある場合は追記し、東北総体（東北総スポ）申込み時
（ストレート競技及び種別は国体（国スポ）申込み時）に秋田県スポーツ協会競技力向上対策
課に原本を提出してください。

※競技団体も1部コピーを保管しておくこと

② WEB上での登録（競技団体担当者が行う）

「国民体育大会参加申込システム」からの登録となります。ふるさと登録対象者全てを入力して
ください。ふるさと登録の入力が終了しないと大会参加申込の入力ができません。

《 ふるさと選手制度の留意点 》

☆ ふるさと選手登録は国体（国スポ）予選会に出場した時点で、毎年手続きをしていただきます。

☆ ふるさと選手登録は秋田県内の小学校、中学校又は高等学校を卒業したことが条件です。

※JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置有り。

☆ 1度、秋田県で「ふるさと選手登録」をすると、他の都道府県で登録することはできません。

☆ ふるさと選手制度の使用は、原則1回につき2年以上継続することとし、登録出来る回数は2回までです。

【例】「使用回数の解釈」

回 (年)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)	74回 (2019)	75回 (2020)	76回 (2021)	77回 (2022)	特別 (2023)	78回 (2024)	79回 (2025)
・ 夏 季	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島	三重	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀
国体(国スポ)														
・ スキー	岐阜	秋田	山形	群馬	岩手	長野	新潟	北海道	富山	秋田	秋田	岩手	山形	秋田
・ スケート	愛知 岐阜	東京 福島	栃木	群馬	岩手	長野	山梨	北海道	青森	愛知 岐阜	栃木	青森	北海道	岡山 群馬
東北総体(東北総スポ)開催県	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城	福島	山形	山形	青森	岩手	秋田	宮城
ケース①	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☐	☐	☐	☑	☑	☑
ケース②	☑	☐	☐	☐	☐	☑	☑	☑	☐	☐	☐	☑	☑	☑
ケース③	☐	☑	☐	☑	☐	☑	☐	☑	☐	☐	☐	☑	☑	☑

←初回 11連続使用

←2回目 6連続使用

←初回 7連続使用

第52回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

＜報道用＞ 競技名 ()

氏 名	所属
(総監督) (トレーナー) (総務)	秋田スポーツ(株) (株)スポーツ協会 (有)秋田スポーツ

報道用のみの入力となります。
競技団体において必要な役職を書き加えて構いません。

基本的に(株)、(有)で標記し、参加申込システムと所属は統一してください。

＜成年男子＞

【監督】 () 体育高校教

【選手】 () 秋田県〇〇連盟
() 秋田県〇〇協会
()
()
() 自営業、農業、家事手伝いなどは登録できません。
() 協会・連盟などの名を使ってください。
() 協会(連盟)から出場の方は協会(連盟)名のみ書いてください。総監督等も同様です。

監督と選手を兼任する場合は【監督兼選手】と記入し直してください。
他で兼任する場合も同様です。

＜成年女子＞

【監督】 ()

【選手】 体協 一子 ()
体協 二子 ()
体協 三子 ()
体協 四子 ()
体協 五子 ()

各種目7～8人分で作成していますが、足りない場合はフォントやサイズの形式が変わらぬように『コピー』⇒『コピーしたセルを挿入』などで必要分を各自で増やしてください。
【例】として少年男子を参考にしてください。

＜少年男子＞

【監督】 ()

【選手】 ()
()

＜少年女子＞

【監督】 ()

【選手】 ()
()
()

複数種別に監督として出る方もいると思いますが、その場合は『1人』となります。選手総人数とそのうちの県外から選手を入力してください。

監督総人数		人
選手総人数		人
うち兼任監督		人
県外選手		人

- ▶ 教員・学校職員の方は校名の後ろに「教」または「職」を記入。
- ▶ 高等学校は「〇〇高校」で統一。中学校は「〇〇市立●●中学校」で統一。
- ▶ 【注意例】 聖霊学園高校 ⇒ 聖霊高校
ノースアジア大学明桜高校 ⇒ 明桜高校
秋田大学教育文化学部附属中学校についてはこのとおり記入
- ▶ 自営業・農業・家事手伝いなどは記載できません。
- ▶ 出場しない種別がある場合はその種別全体を選択し削除してください。
- ▶ 派遣費用は予備登録選手等は含みません(派遣旅費支給対象者のみ記入)
- ▶ 注意する漢字……サイトウ⇒「斉」「斎」「齋」 タカハシ⇒「高」「髙」
ワタナベ⇒「辺」「邊」「邊」「部」 イトウ⇒「伊藤」「伊東」…etc

第 5 2 回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

<派遣費用>

競技名

(

)

氏

名

所属

<<成年男子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<成年女子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<少年男子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<少年女子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

監督総人数

人

選手総人数

人

うち兼任監督

人

県外選手

人

第 5 2 回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

<報道用>

競技名

(

)

氏

名

所属

(総監督)

(

)

(トレーナー)

(

)

(総務)

(

)

《成年男子》

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

《成年女子》

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

《少年男子》

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

《少年女子》

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

監督総人数

人

選手総人数

人

うち兼任監督

人

県外選手

人

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会
参加選手・監督【 交代（変更）届 ・ 棄権届 】

※いずれかを○印で囲む

1 参加申込者

競技名		種別		種目	
参加申込者名					

2 交代（変更）・ 棄権の理由

--

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生（ ）歳	
氏 名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム掲載用所属					
特別大会参加 都道府県名		第78回大会参加 都道府県名		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合 番号等			
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

※1 下記のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別（ ア．居住地を示す現住所 イ．勤務地 ウ．ふるさと ）

少年種別 [ア．居住地を示す現住所 イ．学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ．勤務地
エ．「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地]

※2 所在地は市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回と第78回大会（不出場の場合は特別大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

- [1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年） 4. 一家転住（少年）
5. JOC エリートアカデミー（少年） 6. 東日本大震災に係る特例措置]

令和7年 月 日

ア 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会会長 殿 所属県体育（スポーツ）協会へ連絡済 ☐
イ ○○実行委員会会長 殿 (チェックを記入)
主管競技団体会長

スポーツ協会

会長

協会・連盟

会長

令和7年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第52回東北総合スポーツ大会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手が交代（変更）する場合には、次の交代（変更）手続きを行うこと。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代する選手の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、次の提出先宛てに提出すること。

【提出先】ア) 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局

E-mail : miyagitousupo52@pref.miyagi.lg.jp

(※メールにより提出すること)

TEL : 022-211-3178 (※メール着信確認用)

【提出先】イ) 会場地実行委員会、競技別実行委員会、主管競技団体のうちいずれかの団体（競技別実施要項に定める提出先）

- (2) 上記提出先ア) 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局へのメールによる提出は次の手順によること。

- ①「宛先」欄に、上記提出先 ア) のメールアドレスを入力する
- ②「CC」欄に、所属県体育（スポーツ）協会のメールアドレスを入力する
- ③「件名」欄に、「交代（変更）届 ○○競技 ○○県」と入力する
- ④メール本文に、送付文及び送付者の連絡先を入力する
- ⑤PDFファイル化した交代（変更）届をメールに添付する
- ⑥添付書類（診断書等）がある場合もPDFファイル化して添付する

- (3) 添付書類（診断書等）については、各競技実施要項の定めにより提出すること。

2 棄権手続き

特別な事情で参加申込締切後に選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きを行うこと。

- (1) 上記1を参照し、交代（変更）手続きと同様に棄権届を提出すること。
- (2) 第52回東北総合スポーツ大会宮城県実行委員会事務局へのメールによる提出に際して、「件名」欄に、「棄権届 ○○競技 ○○県」と入力すること。

3 押印の廃止

東北6県のスポーツ主管課及び県体育（スポーツ）協会の申し合わせにより、令和6年度から交代（変更）届及び棄権届への所属県体育（スポーツ）協会会長印、所属県競技団体会長印の押印を廃止している。

令和7年度 加盟団体提出書類・分担金等について

1 書類の提出（加盟団体規程第6条・第7条関係）

- (1) 提出期限 7月末日（整いい次第速やかに提出）
- (2) 提出書類
 - ① 役員名簿（役員、連絡者、事務局に変更があった場合は随時提出）
 - ② 今年度事業計画書、収支予算書
 - ③ 昨年度事業報告書、収支決算書

2 分担金の納入（加盟団体規程第8条関係）

- (1) 納入期限 5月末日
- (2) 納入方法 下記口座への振込

- ① 秋田銀行 県庁支店 普通 0283355
公益財団法人 秋田県スポーツ協会
- ② 北都銀行 本店営業部 普通 0331564
公益財団法人 秋田県スポーツ協会

3 大会参加料等

- (1) 県民スポーツ大会
 - ① 参加料
 - 納入期限 大会終了後に速やかに
 - 納入金額 1名@500円
 - 納入方法 下記口座への振込
 - ② 開催事業交付金（競技運営費、審判謝金）
内示後、加盟団体が交付申請し、県スポ協が交付。大会終了後30日以内に実施報告書・決算書を提出
- (2) 東北総合スポーツ大会
 - ① 参加料
 - 納入期限 参加申込時
 - 納入金額 1名@1,000円
 - 納入方法 現金または下記口座への振込
 - ② 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度負担金（掛金）
 - 納入期限 参加申込時 ※ストレート競技は国スポ申込時
 - 納入金額 選手・監督1名@1,000円
 - 納入方法 現金または下記口座への振込
 - 備考 東北総合スポーツ大会から国民スポーツ大会までの傷害事故等を補償
- (3) 国民スポーツ大会
 - ① 参加料
 - 納入期限 参加申込時
 - 納入金額

本大会	少年選手		1名@3,000円
	監督、成年選手等上記以外	...	1名@6,000円
冬季大会	少年選手		1名@4,000円
	監督、成年選手等上記以外	...	1名@8,000円
 - 納入方法 現金または下記口座への振込
 - ② 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度負担金（掛金）※東北総スポ時に納入した場合は不要

大会参加料・傷害補償負担金の指定口座 >>>

秋田銀行 県庁支店 普通 0285820
公益財団法人 秋田県スポーツ協会

4 その他

- 毎年期限までに納入されない競技団体がありますので、納入期限は厳守してください。
- 国スポ傷害補償制度は県民スポーツ大会及びストレートの競技・種目・種別は対象外ですので、スポーツ安全保険等へ競技団体ごとに加入してください。